

患者さん及びご家族、ご面会の皆さまへ

迷惑行為により診療及び施設利用が 不可能になる場合について

当院では、患者さんやその家族、面会人等、ご利用される方の安全を守り、また、業務を円滑に推進するため、万一、次のような迷惑行為を認めた場合には、診療及び施設利用が不可能と判断させていただく場合があります。あらかじめ十分ご理解いただき、適切な医療の提供にご協力くださいますようお願い申し上げます。

- ① 他のご利用の方や病院職員に暴力をふるったり、もしくはその恐れが強い場合、
もしくはセクシャルハラスメント、ストーカー行為があった場合
- ② 酩酊、大声、暴言または脅迫的な言動により、他のご利用の方に迷惑をおよぼし、
あるいは病院職員の業務を妨げた場合
- ③ 解決しがたい要求をくりかえし行い、病院職員の業務を妨げた場合
- ④ 機器や設備等を故意に破壊した場合
- ⑤ 治療もしくは面会等の用事なく病院の建物もしくは敷地内に立ち入り、注意しても
退去しない場合
- ⑥ 危険な物品を院内に持ち込んだ場合
- ⑦ 院内で許可なく撮影、録音を行った場合
- ⑧ その他、院長が診療及び施設利用が不可能と判断した場合

なお、上記行為の防止目的で当院では特定箇所に監視カメラ、録音装置を設置しております。
その際、個人情報には十分配慮させていただきます。あらかじめご了承ください。

市立伊勢総合病院 院長